

現場代理人の常駐義務緩和措置取扱要領

平成23年11月1日改正
平成25年12月2日一部改正
平成28年 4月1日一部改正
平成30年 4月1日一部改正
令和2年 4月1日一部改正
令和5年 1月1日一部改正
令和7年 2月1日一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、請負業者の受注機会の拡大を図るため、福島市水道局工事請負契約約款第10条第3項で規定する現場代理人の常駐義務の一部を緩和し、兼任を認める措置について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 現場代理人の常駐義務の緩和の対象となる工事は福島市水道局発注の工事で、次のいずれかの条件を満たす工事について、合計2件まで兼任できるものとする。ただし、低入札価格調査の調査対象となった工事を除く。

(1) 建設業法施行令第27条第2項に該当する工事

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事

(2) 建設業法施行令第26条第3項に該当する工事

下記の【兼任の要件】のア～クを全て満たす工事

ア	請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事である場合は2億円未満）であること。
イ	建設工事の工事現場間の距離が、同一の現場代理人がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。
ウ	当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3次以内であるということ。
エ	連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員を置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事または建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事に対し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。
オ	当該工事現場の施工体制を情報通信技術を利用する方法により確認するための措

	置を講じていること。
力	当該建設工事を請け負った建設業者が、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第17条の2第1項第5号に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場ごとに備え置いていること。
キ	当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
ク	工事現場の数が2を超えないこと。

（3）請負金額がそれぞれ4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満の工事の下記の工種区分が同一の工事

区分1	一般土木、舗装、鋼橋上部、PC橋上部、しゅんせつ、塗装、法面処理、下水道、清掃施設、消雪、造園、さく井、グラウト、水道施設
区分2	建築、電気設備、暖冷房衛生設備、機械設備、通信設備

（4）（1）（2）（3）のほか、特に発注者が支障はないと認めた工事

2 施行日以前に契約した工事は、先行工事として取扱うこととする。

（手続き）

第3条 現場代理人の兼任を希望する受注者は、契約締結時に現場代理人兼任届（別記様式）を施工届に併せて提出するものとする。

（兼任配置した場合の条件）

第4条 現場代理人を兼任配置した工事については、安全確保の観点から次の条件を付すものとする。

（1）緩和が承認された工事現場において、次の事項を履行すること。履行されていないことが確認された場合には、緩和の承認を取り消すものとする。

①現場代理人が不在となる工事現場においては、工事現場の取締りのほか、工事の施行に関わる事項を処理できる責任者を指定し、必ず配置すること。

②現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること。

③現場代理人が工事現場を離れるときは、現場の安全管理の徹底を図るとともに、監督員と必ず連絡が取れる体制を構築すること。

④現場代理人は、1日に1回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理に当たること。

⑤現場代理人は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に基づき、安全衛生推進者、安全衛生責任者などを選任すること。また、作業主任者が必要な作業においては必ず配置すること。

（2）（1）の各項のうち、次の場合に限り上記①、②、③の義務事項を除外する。

- ①契約後の準備期間中で、工事に着手していない場合。
- ②片方の工事が中止又は休止となっている場合。
- ③工事が完了して竣工検査の待機中となっている場合。
- (3) 緩和が承認された工事現場において、安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故が発生した場合は直ちに緩和の承認を取り消すものとする。
- (4) 受注者が工事発注者から現場代理人の承認を取り消された際には、新たな現場代理人を配置すること。新たな現場代理人を配置できない場合には、工事発注者は解除権に基づき当該工事の契約を解除するものとする。

(変更契約時の取扱い)

第5条 現場代理人を兼任配置した工事について、設計変更等による変更契約により、対象工事の条件を満たさなくなった場合においても、当該兼任配置を認めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年11月1日から施行する。

それ以前に契約した工事についても、先行工事として対象とすることができる。

附 則

この要領は、平成25年12月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。